

第7条 麦角菌核混入穀類等加工消毒工場指定要領（昭和46年2月6日付け45農政第2628号農政局長通達）の一部を次のように改正する。

第1号様式中「㊟」を削り、（注）2を削り、（注）1を（注）とする。

第2号様式中「㊟」を削る。

附 則

- 1 この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。
- 2 この通知の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。